

2023年6月

関係各位

一般社団法人日本電機工業会

生産性向上要件証明書の発行手続きについて

【証明書の再発行手順及び新旧モデルの定義】

拝啓 時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

平素は「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」の発行業務にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、同証明書の再発行手順及び新旧モデルの定義について、下記のとおり纏めましたので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

I. 証明書の再発行手順

分類	事象	新様式(押印無)	旧様式(押印有)
発行済 証明書 の場合	原本紛失による再発行依頼	① 貴社に発行済証明書のPDFがある場合、それを印刷してご利用ください。 ② 貴社にPDFがない場合、当該証明書の整理番号をご連絡下さい。弊会で保管しているPDFをお送りいたします。	① 証明書の原本ではなく、写して計画申請と税務申告の両方を行うことができます。 貴社に押印発行済証明書のPDFなどの控えがある場合、それをコピーしてご利用ください。 ※ 貴社に控えがない場合、当該証明書の整理番号をご連絡下さい。弊会で保管しているPDFをお送りいたします。 ② お客様の強いご希望で原本が必要な場合、採番通知でお送りしたPDFを再度印刷し、弊会へ郵送して下さい。弊会にて押印(発行日付は紛失した証明書と同じ日付を記入)し返送します。 その際、必ず「紛失再発行」・「原本が必要」であることを送付状等に明記して下さい。また、切手貼付の返信用封筒の同封もお願いします。
	内容修正を伴う再発行依頼	新規申請と同様、書類確認を行い、発行済証明書と同じ整理番号を付与して再発行します。申請書及び関係書類をお送りいただく際に整理番号をご連絡下さい。 ※ 旧様式(押印有)で不要となった押印発行済証明書については、郵送の際、弊会窓口へご返却いただければ幸いです。	
	チェックリスト(様式2)の記載事項に修正が生じた場合	発行済証明書はそのままご使用可能ですが、弊会の管理台帳の修正を行うため、修正する証明書の整理番号、修正内容を明記してご連絡下さい。 ※ 販売開始年月、取得等をする年月の「年度」が変わる場合、証明書(様式1)に反映されるので、「内容修正を伴う再発行依頼」と同様、再発行依頼が必要となります。	
採番済 証明書 (押印前) の場合	原本紛失による再発行依頼	—	採番通知でお送りしたPDFが貴社にない場合、当該証明書の整理番号をご連絡下さい。弊会に採番通知メールが残っている場合、PDFを再送いたします。残っていない場合、「内容修正を伴う再発行依頼」と同様、再発行依頼が必要となります。
	内容修正を伴う再発行依頼	—	新規申請と同様、書類確認を行い、新しい整理番号を付与して再発行します。 採番済証明書は、欠番処理しますので、申請書及び関係書類をお送りいただく際に整理番号をご連絡下さい。
	チェックリスト(様式2)の記載事項に修正が生じた場合	—	採番済証明書はそのままご使用可能ですが、弊会の管理台帳の修正を行うため、修正する証明書の整理番号、修正内容を明記してご連絡下さい。 ※ 販売開始年月、取得等をする年月の「年度」が変わる場合、証明書(様式1)に反映されるので、「内容修正を伴う再発行依頼」と同様、再発行依頼が必要となります。

※1 新様式(押印無)については、証明書発行メール発信時点で、当該証明書を「発行済」とします。

※2 発行済証明書の場合で、「原本紛失」または「内容修正」による再発行依頼は、発行手数料(非会員のみ)が発生します。【発行手数料】: 証明書1通あたり 3,300円(税込) ※請求書の宛名はメーカー様とさせていただきます。

II. 新旧モデルの定義及びエビデンスについて

①新旧モデルの定義 …… 「販売開始年月」が異なる製品であること。

②新旧モデルの性能比較指標のエビデンス

添付資料	販売開始年月	合否
新旧モデルの異なるカタログ	新旧モデルが異なる年月	OK
新旧モデルが同一カタログ	新旧モデルが異なる年月	OK
新旧モデルが同一カタログ	新旧モデルが同一年月	NG (差し戻し)

以 上

〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4

一般社団法人 日本電機工業会

税制証明書発行窓口

jemazeisei_29@jema-net.or.jp